

FAQ

(応募要件について)

Q01. 同一の代表機関が、複数の提案を行う場合や提案時点において本プログラムで実施中のプロジェクトがある場合には、提案を行うことは可能ですか。

A01. 可能ですが、本プログラムでは、代表機関のミッション等におけるプロジェクト（拠点）の位置づけを明確化することを求めていますので、応募にあたっては必ず代表機関として、経営陣も含め組織横断的に十分な検討・調整を行ってください。また、上記に該当する場合（ただし、本プログラムで実施中の政策重点分野は除く）には、提案書に他提案の目的・概要、当該提案と他提案との間の関係性、相乗効果等を記載してください。

Q02. 1つの参画機関が複数の提案（プロジェクト）に参画することは可能ですか。また、このことに伴い、参画機関の同一人物が、研究開発責任者等に就くことに、プログラム上の支障はありますか。

A02. 1つの参画機関が複数の提案に参画することは可能です。また、同一人物が複数の提案の研究開発責任者等に就くことにも、プログラム上の制約は特段ありませんが、エフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））を適切に確保していただく必要があります。なお、1つの参画機関又は同一人物が複数の提案に実質的に関与することができるのか等については、審査の過程等において、必要に応じて確認させていただくことがあります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

Q03. 他の競争的研究費制度等に、今回の提案内容と同様の内容で提案している場合、本プログラムに提案することはできますか。

A03. 本プログラムへの提案は可能です。ただし、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不

採択、採択取消し又は減額配分（研究課題の不採択等）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

また、他の競争的研究費制度等へ提案している場合は、提案書にて正確な状況を記載してください。不実記載や記載漏れが判明した場合は、本プロジェクトにおいて不採択等を行うことがあります。なお、提案内容は必要な範囲において、他の競争的研究費制度等の担当者に情報提供を行うことがありますので、予めご了承ください。

※所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

Q04. 現在、JST の他事業に採択され、研究を実施していますが、本プログラムに提案することは可能ですか。

A04. 本プログラムに提案することは可能です。ただし、採択プロジェクトにおける PL、副 PL、研究開発課題リーダー及び研究開発責任者が、既に採択されている JST の他の競争的研究費制度等において研究代表者等や研究参加者等として研究開発課題等に参加している場合は、不合理な重複や過度の集中を考慮して、委託研究費の調整、および研究開発課題の計画見直し等の調整を行うことがあります（令和 7 年度以前に採択された研究開発課題等であって、当該研究開発期間が令和 8 年度内に終了する場を除きます）。

Q05. 本プログラム採択以前に進行中であった研究内容を、プロジェクトにおける研究開発課題の一部として提案することは可能ですか。

A05. 一律に排除するものではありません。しかしながら、これまでの研究の単なる継続ではなく、本プログラムの趣旨に相応しいものであることや、本プログラムで取り組むことによる新たな発展性が見込まれること等を説明していただくことが必要です。

Q06. 大学共同利用機関は大学等に該当しますか。

A06. 該当します。

大学等：以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

Q07. 代表機関には組織として設置するキャンパス等（研究室単位等で独自に設置している場所を除く）が複数あり、幹事自治体と密に連携が取れる場所にキャンパス等があるものの、本部キャンパスは幹事自治体と異なる場所にある場合、「地域大学等」に該当しないでしょうか。

A07. 複数あるキャンパス等（研究室単位等で独自に設置している場所を除く）のうち、幹事自治体と密に連携が取れるキャンパス等が、提案プロジェクトの中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる場合、「地域大学等」に該当します。

Q08. 「拠点運営機構」は必ず設置する必要がありますか。

A08. プロジェクト開始初年度からの設置を必須とします。拠点運営機構設置の形式は問いませんが、代表機関の長又は担当理事等の直轄組織としてください。また、代表機関の既存の組織・体制（産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等）の一部門としても構いませんし、これら既存の組織体制等の兼務者を配置しても構いません。

Q09. 拠点運営機構の設置責任者として、代表機関の長又は担当理事等が就任することが要件とされていますが、ここでいう「等」は何を意味していますか。

A09. 代表機関が大学でない場合にそもそも担当理事が配置されていないことを想定し、公募要領には担当理事「等」と記載しています。この場合、機関の長又は理事相当の人員を配置してください。

Q10. プロジェクトリーダー（PL）及び副プロジェクトリーダー（副 PL）が、代表機関に身分を有するとは具体的にどのような状態を想定していますか。代表機関に雇用されている必要はありますか。

A10. PL 及び副 PL が、それぞれに求められる役割を十分に果たせるのであれば、代表機関での肩書き、出向・派遣・兼務・委嘱等の形態、雇用関係の有無について指定することは特にありません。

Q11. ライフイベント（出産・育児・介護・疾病など）により研究活動を中断していた期間がある場合、PLの年齢制限の特例はありますか。

A11. ライフイベントによる研究活動の中断も加味した上で、PLの年齢を設定しております。このため、PLはプロジェクト開始年度の4月1日時点において45歳未満である必要があります。

Q12. 産業界出身、自治体関係構築責任者以外の副PLを配置することができますか。

A12. 可能です。

Q13. 戦略コンサルタント（シンクタンク）はいつまでに外注すればよいですか。

A13. 外注の期限は指定しませんが、プロジェクト開始後速やかに調達手続きを開始するなど準備を進めてください。なお、提案時点では戦略コンサルタント（シンクタンク）を外注する必要はありません。また、戦略コンサルタント（シンクタンク）は外注を想定しているところですが、外注と同様の効果（第三者視点による高度な調査、助言）が担保される限り、調査先の選定方法、契約方式及び作業規模は問いませんし、戦略コンサルタント（シンクタンク）が大学等である場合や参画機関であることも妨げませんが、大学等に該当しない研究機関等とJSTは委託研究契約を締結できません。

Q14. メンターとはどのような役割なのでしょうか。

A14. 本プログラムにおいて、メンターはPL・副PLに対して拠点構想、プロジェクトの計画・進捗管理やステークホルダーとの調整をはじめとした運営・活動全般について支援・助言を行います。メンター自身が代表機関や参画機関の運営を行う責任者等になることは想定されていません。代表機関は、メンターを配置する場合、PL・副PLがリーダーシップを発揮するために必要な体制整備において、適切な役割分担となるよう配慮してください。

Q15. 代表機関以外に所属している者をメンターとすることはできますか。

A15. メンターは、代表機関に身分を有することが想定されますが、これに限りません。ただし、代表機関に身分を有しない場合には、参画機関に身分を有する（メンターが参画機関のメンバーとして参加する）必要があります。

Q16. 応募の際に、代表機関以外の参画機関の承諾書が必要ですか。

A16. 承諾書を提出する必要はありません。

Q17. 参画機関も、代表機関や幹事自治体と同じ地域である方が審査に有利になるのでしょうか。

A17. 参画機関は、代表機関や幹事自治体と同じ地域に限定されるものではなく、同じ地域の方が審査で有利になることはありません。参画機関として加わることの必要性、メリット等については、明確に示していただくようお願いします。

Q18. 海外機関の参画は可能ですか。

A18. 海外機関が、プロジェクトに参画することは可能です。ただし、本プログラムにおいては大学等に相当する機関であっても、JST とは委託研究契約を締結できません。

Q19. 代表機関として海外機関が就くことは可能ですか。

A19. 代表機関に海外機関が就くことはできません。JST は、代表機関との間で委託研究契約を締結することを前提としているため、代表機関は日本国内に設置する地域大学等に限りです。

Q20. 参画機関以外の機関がプロジェクト活動に関わることは可能ですか。

A20. プロジェクトに参画する機関は、参画機関とする必要があります。また、参画機関は対外的に公開する資料（HP やパンフレット等）において公開します。

Q21. 参画機関ごとに研究開発責任者又は実施責任者を配置する必要がありますか。

A21. 配置する必要があります。

Q22. すでに民間企業と共同研究契約を結んでいる場合は、外部リソースの対象になりますか。

A22. 提案書に参画機関として記載した民間企業とすでに共同研究契約を結んでいても、変更契約等を行うことで、採択日以降かつ変更契約締結日以降に支出する民間資金等を外部リソースとして申請することが可能です。ただし、参画機関でない民間企業との共同研究について変更契約する場合は、プロジェクト開始日以降かつ変更契約締結日以降に支出する民間資金等を外部リソースとして申請することを認めます。なお、外部リソースとしての証拠書類として、共同研究契約や変更契約等における研究開発費については、1. 共創の場形成支援プログラム採択のプロジェクトで利用すること、2. 利用該当金額、3. 利用該当期間、の3つの項目を確認いたします。

(提案書の記載について)

Q23. 提案書を英語で作成してもよいですか。

A23. 提案書は日本語で作成してください。

Q24. 地域未来社会ビジョンの実現は何年先を想定すればよいでしょうか。

A24. 一律に規定しておりません。地域未来社会ビジョンは、地域が目指す未来のありたい地域の社会像であり、プロジェクト終了後においても拠点として実現を目指すことを想定しています。

Q25. 様式 3-1 のロードマップは、フェーズ 1 では実施せずフェーズ 2 から実施する研究開発課題も記載する必要がありますか。

A25. ロードマップには、フェーズ 2 で開始する研究開発課題についても、提案時点での見込みの範囲内で記載してください。

Q26. 様式 6 において、先頭行に本公募について記入する欄がありますが、本人受給研究費はどのように記入すればよいでしょうか。

A26. 以下のように記載してください。なお、期間全体についてはおおよその金額で結構です。

PL：代表機関が受給する委託研究費

研究開発責任者：当該機関が受給する委託研究費

副 PL：空欄

研究開発課題リーダー：空欄

Q27. 様式 6 において、研究チームの研究代表者として研究費を受給している場合、本人受給額研究費は研究チームの総額でよいですか。

A27. 研究チームの総額を記載してください。

(提案書提出までの手続きについて)

Q28. 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいですか。

A28. 直接 JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問は原則としてメールでお願いいたします。

Q29. e-Rad による申請における事務代表者とは、どのような人を指しますか。

A29. 事務代表者は、所属研究機関において e-Rad に係る事務を総括する者のことです。事務代表者は、事務分担者及び研究者の情報を管理します。また、研究者（研究代表者）による応募の承認など、研究管理を行います（事務分担者を置かなくても構いません）。

Q30. e-Rad での申請は、研究者 ID で可能ですか。

A30. 研究者 ID では申請できません。本プログラムは「研究機関単位」による応募となります。所属機関の事務代表者 ID でのみ e-Rad から応募情報申請が可能です。

Q31. 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいのですがどうすればよいですか。

A31. 公募締切前であれば、提案書を引き戻して修正することが可能です。公募締切後の修正は受け付けておりません。

Q32. 提案書類の受領書はもらえますか。

A32. 提案書類の受領書はありません。e-Rad では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていれば受理されたこととなります。

（審査について）

Q33. 審査の結果はどのように通知されますか。

A33. 面接審査及び審査結果の通知等についてのご連絡は、事務連絡担当者（提案書様式に記載いただく方）を経由して行います。e-Rad の事務代表者とは異なりますのでご注意ください。

Q34. 不採択となった場合、その理由については JST から開示されますか。

A34. 採否にかかわらず、書類審査・面接審査の結果については、結果が確定次第速やかに、非公開情報として、事務連絡担当者を通じて JST から代表機関に開示します。その上で時期を改めて、不採択の理由についても、非公開情報として JST から代表機関に開示します。

Q35. 採択時には、どのような情報が JST から公表されますか。

A35. 採択時には、プロジェクト名、PL の氏名・所属機関名・役職、代表機関名、参画機関名、プロジェクトの概要について、JST のホームページ等で公表します。

Q36. 個別研究開発課題の課題名や実施体制については公表されるのでしょうか。

A36. 個別の研究開発課題の課題名や実施体制については、JST から公表することはありません。ただし、採択後に、各プロジェクトで作成するホームページ等において、公開していただくことをお願いしています。なお、公開の範囲は、参画機関と十分に協議した上、決定してください。

(研究倫理教育に関するプログラムについて)

Q37. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A37. 所属機関において実施しているプログラムの内容が十分なものであるかどうかについては、各機関において判断してください。ご不明な点がありましたら、JST 法務・コンプライアンス部研究公正課 (rcr-kousyu[at]jst.go.jp) にお問い合わせください (※[at]を @ に置き換えてください)。

Q38. 倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A38. 提出の必要はありません。ただし所属機関登録で研究倫理教育に関するプログラムを受講予定の方に限り、受講確認書番号を報告していただきます。なお e-Rad による申請時に、PL は「■研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了の確認」の個別項目を回答してください。

(契約)

Q39. 委託研究契約は参画する大学等と締結するとありますが、委託研究費が大学等を除く参画機関に直接支出されることはありますか。

A39. 大学等を除く参画機関には、JST からの委託研究費は支出されません。

(委託研究費等)

Q40. 参画機関の大学等が委託研究費で支出できる人件費の範囲はどこまでですか。

A40. 直接経費による人件費の計上対象は、以下のとおりです。

本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、実施計画書に研究参加者としての登録がある者。ただし、以下に該当する者の人件費は、原則、直接経費に計上することができません。

a. 研究開発責任者 (※)

b. 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から

人件費を措置されている者

※大学等においては、JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り、その人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。

本プログラムにおいては、研究代表者の人件費及びバイアウト経費の支出はプロジェクトリーダー（PL）のみを対象といたします。人件費の取り扱いについては、公募要領と併せ以下にて公開しております事務処理説明書もご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

Q41. 外部企業等への外注や再委託は可能ですか。

A41. 研究開発要素が含まれる再委託は、原則禁止です。やむを得ない事情がある場合には事前に JST へご相談ください。研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、実施計画書に基づくものであることを前提に可能です。

Q42. 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがありますか。

A42. 以下の経費は直接経費として支出できません。

- ・本プロジェクトの目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適切と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
- ・「学会年会費」、「資格取得に係る費用」等で研究機関や研究参加者の権利となるもの
- ・「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

Q43. 研究費とプロジェクト推進経費の比率に制限はありますか。

A43. 比率の制限は一律に定めておりません。プロジェクトの目的達成のために必要十分な経費を計上してください。

Q44. 「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」間の経費流用は可能でしょうか。

A44. 「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」の間の流用額が 500 万円を超えるときは事前に JST 課題担当へ相談してください。詳細は委託研究事務処理説明書（補完版）をご確認ください。

(繰越について)

Q45. 委託研究費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A45. 当初予想し得なかったやむを得ない事由により研究計画記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰越して翌事業年度に実施する必要があるものに関しては、繰越を行うことが可能です。その場合、複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している必要があります。詳細は委託研究事務処理説明書(共通版)をご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025a301manua.pdf>

(取得財産の管理)

Q46. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A46. 大学等が本プロジェクトのために JST が支出する委託研究費により取得した設備等は、大学等に帰属します。なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

(知的財産権の帰属等)

Q47. 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A47. 研究成果に係る知的財産権は、委託研究契約書に定める事項が遵守されることを前提に、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学官による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況(知的財産の取扱いルールや人材育成システム等)をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。そのため、PL には、参画機関の協議を踏まえ、機関がプロジェクトに参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールについて検討していただきます。

(研究開発計画・実施体制の変更)

Q48. プロジェクト実施期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいですか。

A48. プロジェクト実施期間中に研究開発計画の変更(参画機関の追加等を含む)が必要となった場合は、JST に事前申請ください。

Q49. 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に記載の内容はすべて実施する必要がありますか。

A49. JST は産学連携マネジメント改革に一律の実施条件を課すことはありません。プロジェクトの現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行してください。

Q50. プロジェクト実施期間中、PL を交代した場合または移籍などの事由により所属機関が変更になった場合でもプロジェクトを継続できますか。

A50. プロジェクトの途中で PL の交代が必要又は PL が代表機関の身分を有しなくなった場合、原則としてプロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。ただし、PL が異動する場合でも、クロスアポイントメント制度等により代表機関での活動が可能であれば、プロジェクトを継続することは可能です。

Q51. プロジェクト期間中、副 PL の変更はできますか。

A51. プロジェクトの途中で副 PL の変更が必要な場合は、プログラムオフィサーによる承認のもと変更することができます。

Q52. プロジェクトを途中で中止することはできますか。

A52. 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、代表機関の都合により途中でプロジェクトを中止することはできません。代表機関の都合により中止する場合、支出した委託研究費の返還を求める場合があります。なお、プロジェクト実施期間中、JST が各種評価の結果等に応じて、実施期間中に実施計画の変更又はプロジェクトの中止を求めることがあります。